議案第6号

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年8月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年君津市条例第21号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第2項」を「第42条第6項」に改め、「をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「い う。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第4項を第9項とし、同項 の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し く困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める ときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として

適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号に おいて「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供 される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事 業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規 模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることが できる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第2条 君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条

中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上 教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳 以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子 どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもを いう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担 の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同 条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教 育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条に おいて同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳 未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第 3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては 法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場 合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げ る額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、 「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当 該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用 保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超 えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場 合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用 教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を 「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者から」を「教育・ 保育給付認定保護者から」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号 に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に 掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に」に 改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に 改める。 第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同 条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付 認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支 給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護 者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第4項中「当該本市」を「本市」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項 第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特 定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め る。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28 条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」 に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、 「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」を「同項第1号又は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「同じ。)の数を」を「同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「にあってはその利用定員の数を」を「にあっては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。 第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、 同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護 者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第8項中「附則第7項」を「附則第 5項」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改 める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この 条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護 者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利 用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定 める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町 村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給 付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超え るときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事 業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定す る内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域 型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の 額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要 した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削 り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保 護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業 所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定 子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」 と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の 見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」に、 「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「第27条第1項の施設型 給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「第30条第1項に規 定する特例地域型保育給付費を含む。」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。 以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」 と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明 証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。 第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条 第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」 に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「を |含む||を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例 地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「第 39条第2項及び第40条第2項を除く。」を「第40条第2項を除き、第50条にお

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に

いて準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条

まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。」に改め、同項

に後段として次のように加える。

基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に 改め、同条第3項中「を含む」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、 それぞれ含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」に、「(当該特定教育・保育施設が」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同

じ。)」に改め、「、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と」を削り、「(法第27条第3項第1号に規定する額」を「当該特定教育・保育」に、「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を 第5項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

改正案

現行

第1条による改正

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年君津市条例第22号。以下この条及び第42条第6項において「家庭的保育事業等条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

2 省略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項から第5項まで</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(利用定員)

2 省略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、 当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育を いう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 省略
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務 の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられている こと。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所 又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模

- (1) 省略
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、 休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、 当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育を いう。) を提供すること。
- (3) 省略

等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する と本市が認める者

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項 に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の 規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを 第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確 保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置 する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的 とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項 _の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、 適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらか じめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障 害児入所施設をいう。)その他の本市の指定する施設を適切に確保 しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定によ

が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の 3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当 と認めるもの(附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事 業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施 設の確保をしないことができる。
- 9 省略

附則

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第2条による改正

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) ~(8) 省略
 - (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育</u> 給付認定をいう。

り定める利用定員が20人以上のもの

上でいては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 省略

附則

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者

______は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこと ができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわら ず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、 連携施設を確保しないことができる。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) ~(8) 省略
 - (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> をいう。

- (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教</u> 育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教</u>育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援 法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第 4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをい う。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規 定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 今第4条第2項に規定する満3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 今第4条第2項第2号に規定する 市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 今第13条第2項に規定する負担額 算定基準子どもをいう。
- (17) 省略
- (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教</u> 育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 法定代理受領 法第27条第5項(法<u>第28条第4項</u>において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法<u>第30条第4項</u>において準用する場合を含む。)の規定により本市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型

(10) 支給認定保護者		法第20条第4項に規定する支
給認定保護者	_をいう。	
(11) 支給認定子ども		法第20条第4項に規定する支
給認定子ども	をいう。	

- (12) 省略
- (13)支給認定の有効期間法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項(法<u>第28条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法<u>第30条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。)の規定により本市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型

保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、 教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定 地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2~4 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、 支給認定保護者 に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容

77

び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2~4 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>

__以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2~6 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、選考の

2~6 省略

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、選考の

方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示しなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない 保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏ま えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければな らない。 方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示しなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u> に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合 は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する 等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。
(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の</u>変更の認定の申請 が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付</u> <u>認定の</u>有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を 行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があ る場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育_____

供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・</u>保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額

2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の</u>変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の</u>有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

を提

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育<u>(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>を提供したときは、支給認定保護者

から当該特定教育・

保育に係る利用者負担額(<u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特</u> 定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教

をいう。)の支払を受けるものとする。	
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育	•
保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・	保
育費用基準額(法第27条第3項第1号に <u>掲げる額</u>	
	
	
	_
をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする	
3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定	教
育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図	る
上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・何	保
育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用:	基

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

保育給付認定保護者から受けることができる。

準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・

(1) ~(2) 省略

育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める 額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から 受けることができる。
 - (1) ~(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育 給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに 対する副食の提供
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(3) 食事の提供<u>に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る</u>費用に限る。)

- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そ のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) であ る者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 省略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認</u> 定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。(施設型給付費等の額に係る通知等)
- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法<u>第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項</u>において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

(4) 省略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者に</u> 負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。(施設型給付費等の額に係る通知等)
- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法<u>第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項</u>において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者 に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 省略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの</u> 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 省略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u> 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認</u> 定子ども又はその保護者 に対し、その相談に適切に応じるととも に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u> 又は医療機関への連絡を行う等 の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給

・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその 他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようと したときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなけれ ばならない。

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。
 - (1) ~(4) 省略
 - (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) ~(11) 省略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって 特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給</u> 付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 3 省略

(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ど</u> <u>も</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費 用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 認定子どもの保護者

が偽りその

他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようと したときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなけれ ばならない。

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。
 - (1) ~(4) 省略
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の

費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) ~(11) 省略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって 特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ど</u> <u>も</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 3 省略

(支給認定子ども を平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u> _の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費 用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子どもに</u>関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよう

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支</u>給認定子ども の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子ども に対し児童福祉法第47条 第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子ども の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子どもに</u>関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者

の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよう

とする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省略

(苦情解決等)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(第3項及び第4項において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 省略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法 第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の 物件の提出若しくは提示の命令又は<u>本市</u>の職員からの質問若し くは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検 査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本 市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなら ない。

5 省略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

とする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省略

(苦情解決等)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者 その他の当該支給認定子どもの 家族(第3項及び第4項において「支給認定子ども等 」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 省略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支</u> <u>給認定子ども等</u> からの苦情に関して本市が実施する事業 に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は<u>当該本市</u>の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 省略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 省略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当 該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。
- 3 省略
- 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 省略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定 教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育の提供</u> の記録
 - (3) 第19条の規定による本市への通知に係る記録
 - (4) ~(5) 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

第32条 省略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当 該<u>支給認定子ども</u> の家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。
- 3 省略
- 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 省略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定 教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u> の記録
 - (3) 第19条に規定する 本市への通知に係る記録
 - (4) ~(5) 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費 には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をい う。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前 節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こ ども園又は幼稚園に限る」とあるのは「特定教育・保育施設(特別 利用保育を提供している施設に限る」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同 号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法 第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。) と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける 者を含む」とする。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供す る場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数 が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えない ものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む ものとして、こ の章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こ ども園又は幼稚園に限る」とあるのは「特定教育・保育施設(特別 利用保育を提供している施設に限る」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子ども
 」とあるのは「同 号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども

 」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分

に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就

学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。<u>以下この条</u>において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。<u>次項</u>において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む

ものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同写第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)

・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、 同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を 除く」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業 (事業所内保育事業を除く。)の _利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。 以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1 人以上5人以下、小規模保育事業A型(君津市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年君津市条例第 22号。以下この条及び第42条第6項において「家庭的保育事業 等条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。 第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家 庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をい う。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては

______6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第4項において同じ。)にあっては</u>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業<u>にあっては</u>1人とする。

2 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認めら

」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を 1人以上5人以下、小規模保育事業A型(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年君津市条例第22号。以下この条及び第42条第6項において「家庭的保育事業等条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とす

2 省略

る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担

その他の利用申込者の保育の選択に資すると認めら

れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒ん ではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、選考を行うに当たって、選考の 方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示しなければなら ない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に 基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが 優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、選考を行うに当たって、選考の 方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示しなければなら ない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

に係る特定地域型保育事

業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 省略
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u> に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適 切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その 他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 省略
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども (事業所内保育事業を利用する

満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定す るその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同 じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に 基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を 提供すること。

2~7 省略

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の 3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当 と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事 業者」という。) については、第1項の規定にかかわらず、連携施 設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際して は、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教 育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な 接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供そ の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(红田北色和姑然の巫姑)

(利用名	自負担領寺の支側)	
543条	特定地域型保育事業者は、	特定地域型保育
		を提供したときは、 <u>教育</u>
保育約	合付認定保護者から当該特定	E地域型保育に係る利用者負担額
(法第2	29条第3項第2号に掲げる	6額

支給認定子ども にあっては、第37条第2項に規定す るその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同 じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給 認定子ども に係る支給認定保護者 の希望に 基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を 提供すること。

2~7 省略

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の 3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当 と認めるもの(附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事 業者」という。) については、第1項の規定にかかわらず、連携施 設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際して は、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教 育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な 接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供そ の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域 型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条に おいて準用する第14条において同じ。)を提供したときは、支給 認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者 が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項 第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提

_	
-	をいう。)の支払を受けるものとする。
2	特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、 <u>教育</u>
	・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型
/	保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	をいう。次項において
-	同じ)の支払を受けるものとする

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

<u>供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。</u>)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給 認定保護者 から、当該特定地域型保育に係る特定地域型 保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額 (その額が現 に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に 特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第 2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を 超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、 特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現 に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該 現に特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該 現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において 同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。

- (1) ~(3) 省略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定</u>保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給</u>付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。(運営規程)
- 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条にお いて「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(4) 省略
 - (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) ~(11) 省略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならな

- (1) ~(3) 省略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護</u>者 に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)
- 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条にお いて「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(4) 省略
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の

費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) ~(11) 省略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならな

V

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 省略

(記録の整備)

第49条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特 定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育の</u> 提供 の記録
 - (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による</u>本市への通知に係る記録
 - (4) ~(5) 省略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し

V

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 省略

(記録の整備)

第49条 省略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 省略
 - (2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型</u> 保育に係る必要な事項の記録
 - (3) 次条において準用する第19条<u>に規定する</u>本市への通知に係る記録
 - (4) ~(5) 省略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17 条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定</u> 地域型保育事業 について準用する。この場合において、<u>第14条第1項</u> 中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定す る地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育 を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付</u> <u>認定子どもの</u>数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3</u> <u>歳未満保育認定子ども</u>(次

条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育

中「施設型給付費(法 <u>第28条第1項に規定する特例</u> 加
<u>設型給付費を含む。</u> 」とあるのは「均
域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付
費を含む。
」と読み替えるものとする
(特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> に対し特
別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定す
る地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育
を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第
1 頂質 1 見に担ぼて小学校静学設プ じょた数坐子で古外初学でじょ

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型 保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育

を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、 それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50 条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14 条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含 む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込み に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数1 と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども を除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同項第1号又 は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもを含む。) 」と、「教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定 する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中 「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保 護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに 係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法 第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項 第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、

と召む		
	2 - 2 2 -	
	_ものとして、	この章(第39条第2項及び第40条第
2 項を除く。		
) ありから 本田 トッ
)の規定を適用する。

2 42

同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特 定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定す る地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1

	(特定利用地域型保育の基準)
第	52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる
	小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> に対し特
	定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定す
	る地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2	特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育
	を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第
	1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
	の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項
	第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u>
	(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場
	合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第
	1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
	を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定め
	られた利用定員の数を超えないものとする。
3	特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保
	育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育
	を含む
	ものとして、この章の規定を適用する。

項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・ 保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項 中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利 用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対する もの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア 又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則

	(特定保育所に関する特例)
2	特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。
	以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の
	間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保
	育認定子ども 」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(流
	3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定
	する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育
	(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以
	この項において同じ。)」と
	、同条第2項中「当該特定都
	育・保育 」とあるのは「当該特定教育・保育(特
	定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)
	」と、同条第35
	中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」
	と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとした
	とき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支持
	の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとした。

	附則
	(特定保育所に関する特例)
2	特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。
	以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の
	間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特
	定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が
	」と <u>、</u> 「定める額とする。)をいう。)」
	とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27
	条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項
	の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内
	閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項
	中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」
	と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとした
	とき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払
	の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたと

き」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。 3 省略 き」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 省略

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は 特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1 項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第 9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28 条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則 第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第 2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該 特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教 育・保育に要した費用の額) | とあるのは「法附則第9条第1項第 1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(そ の額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する 市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用 保育に要した費用の額) 」とあるのは「法附則第9条第1項第2号 口(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その 額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該 現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号口(2)に規定する市町 村が定める額」とする。
- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保 育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第

(利用定員に関する経過措置)

<u>4</u> 省略 (連携施設に関する経過措置)

5 省略

30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

6 省略

(連携施設に関する経過措置)

<u>7</u> 省略